

紛争調整委員会による

個別労働紛争トラブルの あっせん

秘密
厳守

無料

懲戒処分 賃下げ
雇止め 解雇
いじめ嫌がらせ



労使間のトラブルに悩んだら、
紛争調整委員会のあっせんを利用してみませんか？

紛争調整委員会



公平・中立な第3者
労働問題の専門家

紛争当事者の間に入り、
問題解決をお手伝いします。
費用は無料。
秘密は厳守します。

制度の詳細は、パンフレット「職場のトラブル解決サポートします」や、厚生労働省ホームページをご確認ください。

厚生労働省
ホームページ



岐阜労働局雇用環境・均等室
〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階

▼お電話でのご相談はこちら

(058)245-8124

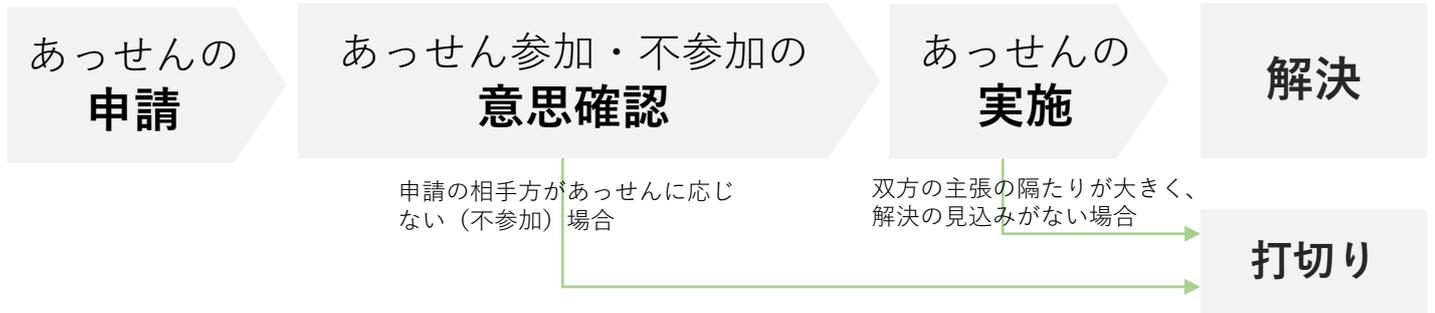


個別労働関係紛争のあっせんとは？

個々の労働者と使用者との間の労働条件等に関するトラブルや対立について、当事者間での解決が困難な場合に、労働問題に経験豊富なあっせん委員が当事者双方の主張を確かめ、話し合いを促進して、紛争の解決を図る制度です。



あっせんの流れ



申請の相手方があっせんに応じない（不参加）場合

双方の主張の隔たりが大きく、解決の見込みがない場合



あっせんによる解決のメリット

- ・手続きが簡単で無料、秘密厳守、非公開です。
- ・紛争の拡大や長期化を防ぎます。
- ・当事者双方の都合にもよりますが、あっせん回数は原則1回で、通常、申出から終結まで約2か月程度の短期間での解決を目指します。

Q & A

あっせんの申請は誰ができるのですか？

岐阜県内に所在する事業所に雇用されている労働者や使用者が申請できます。

必ず解決しますか？

あっせんは、法的な強制力を伴うものではなく、労働者と使用者があっせん委員を介した話し合いを通じて、歩み寄りによるトラブルの解決を目指すものです。

双方の主張に隔たりが大きく、歩み寄りができない場合などは解決に至らず、あっせんが打ち切りとなります。

合意の効力は？

紛争当事者間で成立した合意は、民法上の和解契約を持つので、あっせん委員が合意内容を明らかにするための合意文書を作成します。

